子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京　パンフレット　（音声読み上げ用）

もくじ

[ご挨拶 7](#_Toc181208582)

[実行委員長　林　大介　子どもの権利条約ネットワーク事務局長 7](#_Toc181208583)

[実行委員長　髙井　明子　公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン事務局長・専務理事 8](#_Toc181208584)

[副実行委員長　栗林知絵子　特定非営利活動法人　豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 理事長 8](#_Toc181208585)

[子どもの権利条約フォーラム呼びかけ団体　喜多　明人　子どもの権利条約ネットワーク代表 9](#_Toc181208586)

[主催団体からのご挨拶＆活動紹介 9](#_Toc181208587)

[広げよう！子どもの権利条約キャンペーン 9](#_Toc181208588)

[公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 10](#_Toc181208589)

[メインテーマに込めた想い：子どもアドバイザーチームメンバーより 10](#_Toc181208590)

[子どもの権利条約一覧 10](#_Toc181208591)

[開催概要 15](#_Toc181208592)

[11月９日（土）１日目のプログラム（13:00-17:30） 15](#_Toc181208593)

[全体会 15](#_Toc181208594)

[11月 10日（日）２日目のプログラム（10:00-17:30） 17](#_Toc181208595)

[分科会（午前の部）10:30-12:30 17](#_Toc181208596)

[1 18](#_Toc181208597)

[子どもの権利を尊重する関わり方 18](#_Toc181208598)

[おおたっ子条例を考える会 18](#_Toc181208599)

[7号館7204 18](#_Toc181208600)

[2 18](#_Toc181208601)

[＼みんなの思いを気球に乗せて／ 「子どもの権利」について考えよう！ 18](#_Toc181208602)

[としま子どもの権利相談室 18](#_Toc181208603)

[7号館7253 18](#_Toc181208604)

[3 18](#_Toc181208605)

[意見ばくはつ！子どものけんり　なんでやねん！すごろく 18](#_Toc181208606)

[子どもの権利条約関西ネットワーク 18](#_Toc181208607)

[7号館7301 18](#_Toc181208608)

[4 18](#_Toc181208609)

[本当のじぶん色を知ってみよう!作ってみよう!　伝えてみよう!　こどもの正直な気持ちを引き出す色と言葉のワークショップ 18](#_Toc181208610)

[日本こども色彩協会 18](#_Toc181208611)

[7号館7302 18](#_Toc181208612)

[5 18](#_Toc181208613)

[本のある居場所（ライブラリー）で子どもの声を聴く〜まちのライブラリーの実践報告と子どもの話を聴く技術（メタファシリテーション）ミニワークショップ〜 18](#_Toc181208614)

[特定非営利活動法人ムラのミライ 18](#_Toc181208615)

[12号館第1・2会議室 18](#_Toc181208616)

[6 18](#_Toc181208617)

[広がれアクションの輪　～フィリピンスタディツアーでの体験から～ 18](#_Toc181208618)

[フリー・ザ・チルドレン・ジャパン フィリピンスタディツアーメンバー 18](#_Toc181208619)

[12号館第3・4会議室 18](#_Toc181208620)

[7 18](#_Toc181208621)

[イラストゲームで、知ろうよ！学ぼうよ！言葉にしようよ！世界人権宣言と子どもの権利 18](#_Toc181208622)

[アムネスティ・インターナショナル日本/人権教育チーム 18](#_Toc181208623)

[14号館D302 18](#_Toc181208624)

[8 18](#_Toc181208625)

[「夢みる校長先生」上映会と交流会 ～子どもファーストの学校をめざして、つながろう！～ 18](#_Toc181208626)

[認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 18](#_Toc181208627)

[14号館D501 18](#_Toc181208628)

[9 18](#_Toc181208629)

[教師が変わる・おとなが変わる、それが出発点　ー勇気づけの育児を始めようー 18](#_Toc181208630)

[日本アドラー心理学会学習グループルマーキタ 18](#_Toc181208631)

[14号館D402 18](#_Toc181208632)

[10 19](#_Toc181208633)

[意見表明の土台は、遊ぶ権利の保障から　ー子どもの遊びから聞こえてくる、子どもの声ー 19](#_Toc181208634)

[一般社団法人TOKYO PLAY 19](#_Toc181208635)

[14号館DB01 19](#_Toc181208636)

[11 19](#_Toc181208637)

[「子どもの権利擁護の視点から『高校内居場所カフェ』を再定義する～となりカフェの実践～」 19](#_Toc181208638)

[（一社）officeドーナツトーク 19](#_Toc181208639)

[12 19](#_Toc181208640)

[子どもの権利をとりまく国際動向　～子どものウェルビーイングとエンパワーメント 19](#_Toc181208641)

[NCRC　子どもの権利条約ネットワーク 19](#_Toc181208642)

[14号館D301 19](#_Toc181208643)

[13 19](#_Toc181208644)

[メディアって、子どもの権利やウェルビーイングとどう関わっているの？ 19](#_Toc181208645)

[NPO法人PIECES、一般社団法人Everybeing 19](#_Toc181208646)

[14号館D401 19](#_Toc181208647)

[14 19](#_Toc181208648)

[性の多様性から考える　みんなが過ごしやすい”居場所”って？ 19](#_Toc181208649)

[一般社団法人にじーず 19](#_Toc181208650)

[7号館7201 19](#_Toc181208651)

[分科会（午後の部）14:00-16:00 19](#_Toc181208652)

[1 20](#_Toc181208653)

[聴いてみよう　話してみよう　~わかりあうためのコミュニケーション~ 20](#_Toc181208654)

[認定NPO法人チャイルドライン支援センター 20](#_Toc181208655)

[7号館7201 20](#_Toc181208656)

[2 20](#_Toc181208657)

[かるたと動画で子どもの権利を楽しく学ぼう！ 20](#_Toc181208658)

[認定NPO法人国際子ども権利センター（C-Rights　シーライツ) 20](#_Toc181208659)

[7号館7204 20](#_Toc181208660)

[3 20](#_Toc181208661)

[こどもを性暴力から守るために 20](#_Toc181208662)

[CAPなのはな 20](#_Toc181208663)

[7号館7205 20](#_Toc181208664)

[4 20](#_Toc181208665)

[Leaf College オープンキャンパス 　～こどもがつくるけんりのがっこう～ 20](#_Toc181208666)

[Leaf College Project（リーフカレッジプロジェクト） 20](#_Toc181208667)

[7号館7252 20](#_Toc181208668)

[5 20](#_Toc181208669)

[子どもの権利かるたをつくろう！ 20](#_Toc181208670)

[一般社団法人子どもの声からはじめよう 20](#_Toc181208671)

[7号館7301 20](#_Toc181208672)

[6 20](#_Toc181208673)

[えほんでしたしむこどものけんり 〜おしえて！あなたのお気に入り絵本〜 20](#_Toc181208674)

[こどものマイクけんきゅうかい 20](#_Toc181208675)

[7号館7302 20](#_Toc181208676)

[7 20](#_Toc181208677)

[子どもの家庭で育つ権利(代替養育)と意見表明権について 20](#_Toc181208678)

[早稲田里親研究会 20](#_Toc181208679)

[12号館第1・2会議室 20](#_Toc181208680)

[8 20](#_Toc181208681)

[北欧の事例をヒントに、子どもの意見を言う権利・決定に参加する権利・成長する権利などを考える 20](#_Toc181208682)

[デモクラシーフェスティバルジャパン 20](#_Toc181208683)

[12号館第3・4会議室 20](#_Toc181208684)

[9 20](#_Toc181208685)

[子どものメンタルヘルスとウェルビーイング　〜コロナ禍を振り返り子どもの権利の観点か ら今後の展望に繋げる〜 20](#_Toc181208686)

[認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（Every Child's Voice) 20](#_Toc181208687)

[14号館D301 20](#_Toc181208688)

[10 20](#_Toc181208689)

[声にならない声を聴く〜CAP実践現場からの報告、おとなが知ること・できること 20](#_Toc181208690)

[NPO法人　青い空ー子ども・人権・非暴力 20](#_Toc181208691)

[14号館D302 20](#_Toc181208692)

[11 21](#_Toc181208693)

[何ができる？〜声を封じられてきた小児甲状腺がん患者と私たち 21](#_Toc181208694)

[311甲状腺がん子ども支援ネットワーク 21](#_Toc181208695)

[14号館D401 21](#_Toc181208696)

[12 21](#_Toc181208697)

[大人のものさし見直そう　～いま見つめ直す子どもの権利条約と社会的マルトリートメント予防を考える座談会～ 21](#_Toc181208698)

[大人のものさし見直そう実行委員会2024 21](#_Toc181208699)

[14号館D402 21](#_Toc181208700)

[13 21](#_Toc181208701)

[ゲームやアクティビティをしながらみんなで考えよう！【学校で子どもの権利を大切にすること】 21](#_Toc181208702)

[公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 21](#_Toc181208703)

[7号館7204 21](#_Toc181208704)

[14 21](#_Toc181208705)

[「夢みる校長先生」上映会と交流会 ～子どもファーストの学校をめざして、つながろう！～ 21](#_Toc181208706)

[NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 21](#_Toc181208707)

[14号館D501 21](#_Toc181208708)

[お昼休み　12:30-14:00 21](#_Toc181208709)

[活動発表会　12:45-13:40　９号館大講義室 21](#_Toc181208710)

[子ども・親子向け情報 22](#_Toc181208711)

[出張！プレーパーク　9日は、「みちあそび！」10日は、「ダンボールでつくってあそぼう！」 22](#_Toc181208712)

[キッズスペース 22](#_Toc181208713)

[赤ちゃんスペース 22](#_Toc181208714)

[こどモヤ 23](#_Toc181208715)

[子どものセーフガーディング 23](#_Toc181208716)

[立教大学へのアクセス 26](#_Toc181208717)

# **ご挨拶**

## 実行委員長　林　大介　子どもの権利条約ネットワーク事務局長

5年ぶりの東京開催となる子どもの権利条約フォーラム。5年前の2019年は、子どもの権利条約の日本批准25年、国連採択30年という節目の年で、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」がスタートしました。そしてフォーラムは、キャンペーン事業のひとつとして文京学院大学を会場に開催しました。この時はまだ、COVID-19が世界規模

で拡がる前。こども基本法もこども家庭庁の議論すら夢見事の時代でした。

それから5年。日本においては、子どもの権利条約の4つの一般原則が明記されたこども基本法が施行し、こども家庭庁が発足しました。「子どもの意見表明／参加」への取り組みが始まっています。

しかし、子どもを取り巻く状況はどうなったのでしょうか。子どもが安心して生きていくことができる社会になっていると言えるのでしょうか。

日本の首都である東京での開催だからこそ、何ができるのか何をすべきなのかを、それぞれの立場から考え、深め、交流し、次の一歩につなげていきたいと思います。

Think Globally, Act Locally。子どもとともに、歩んでいきましょう。

## 実行委員長　髙井　明子　公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン事務局長・専務理事

第32回となる今年のフォーラムで、セーブ・ザ・チルドレンは共催団体、また、事務局

の役割を担っています。私たちがこのような形で、深く、今年のフォーラムの企画・運営

に、ほかの実行委員団体のみなさんと一緒に取り組むのには、セーブ・ザ・チルドレンの

創設者、エグランタイン・ジェブが関連しています。

時は遡り、第一次世界大戦後に栄養不良に苦しむ子どもたちの救援活動を行っていた

ジェブは、1923年に子どもの権利についての世界初の公式文書とされる「ジュネーブ子

どもの権利宣言」の草案をつくり、これは翌年1924年に国際連盟で採択されました。

今年2024年はそれから100年、また1989年に国連で「子どもの権利条約」が採択されてから35年、さらには同条約を日本が批准してから30年という節目の年に当たります。

今年のフォーラムは、子どもの権利保障が今後継続して社会のすみずみに根付いていくようにするための具体策を、全国の子ども・大人と共に学び・考え・発信するための機会にしたいと考えています。

ぜひ、多くの方々にご参加いただければ幸いです。

## 副実行委員長　栗林知絵子　特定非営利活動法人　豊島子どもWAKUWAKUネットワーク 理事長

この度、わがまち豊島区で「子どもの権利全国フォーラム」が実施されます。区内の多様な子どもやおとながフォーラムに参画するために、私ができる全ての協力を今やらなくていつやるの？と思い、実行委員会副委員長を進んでお引き受けしました。  
平成18年、豊島区は「子どもの権利に関する条例」を制定しました。毎年学校や広報等で啓発活動を実施していますが、令和5年豊島区子ども・若者の実態・意識に関する調査では、子どもの権利について「知らない」または「聞いたことがあるが内容はよくわからない」と答えた中学生は87％、中学生保護者は84％、高校生は98％、高校生保護者は87％という結果でした。

「子どもの権利条約全国フォーラム」が開催されることで、全国の皆さまと子どもの権利について改めてまなび深める機会になればと思います。

子どもの率直な声や力を共有し、仲間を増やしていきましょう。

## 子どもの権利条約フォーラム呼びかけ団体　喜多　明人　子どもの権利条約ネットワーク代表

子どもの平和に生きる権利をこそ　―人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負うー

今年で32回目のフォーラムとなりますが、子どもの意見表明・参加を基軸として、実行委員会におけるフォーラムの準備が着々と進んでいることをうれしく思います。

今年は、子どもの権利条約を日本が批准して30年目となります。界的には「子どもの権利宣言（ジュネーブ宣言）」 を国際連盟が採択してちょうど100年目の年に当たります。セーブ・ザ・チルドレンの創始者エグランタイン・ジェブが、敵味方に関係なく国境を越えて子どもの権利が守られるようにと、1924年9月26日、国際連盟の第5回総会に子どもの権利宣言を持ち込んだのです。

宣言前文には、「人類は子どもに対して最善のものを与える義務を負う」とあります。この文言は第二次世界大戦後の国際連合・子どもの権利宣言（1959年採択）の前文にも受け継がれました。国際社会は、子どもの権利保障を人類的な課題としてとらえるとともに、これまで人類は子どもたちに対して“最悪のもの”である戦争（第一次・第二次世界大戦）を与えてきたこと、その反省に立って、“最善のもの”である平和をこそ、子どもの権利として保障していくことを約束してきたのです。ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ侵攻が続く中で、この人類的約束をかみしめる本フォーラムにしたいと思います。

# **主催団体からのご挨拶＆活動紹介**

## 広げよう！子どもの権利条約キャンペーン

広げよう！子どもの権利条約キャンペーンは、子どもに関する活動を行う団体・個人が連携して、子どもの権利の実現・普及をめざすネットワーク団体です。

「子どもの権利」の理念が、国、自治体、学校、施設、家庭などに浸透し、「子どもの最善の利益」を優先する社会をつくることを目的として、2019年に活動をスタートしました。現在11の実行委員団体と、約220の賛同団体・個人と共に、政策提言、啓発、ネットワーク構築等の活動を行っています。

2019年に東京で開催された子どもの権利条約フォーラムを主催し、その後も協力・参加してきました。2023年にこども基本法が施行され、今後は国や自治体で子どもの声が聴かれ、子ども自身が子どもの権利を使うことができる社会を実現することが望まれます。フォーラムを通じて、その実現のためにできることは何か、一緒に考え、アクションにつなげていきましょう。

## 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

セーブ・ザ・チルドレンは、子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織で、国内外で、行政や地域社会と連携し、子どもたちとともに活動を行っています。国内では、子どもの貧困問題解決や子ども虐待の予防などに向けた事業のほか、緊急・復興支援を通して、子どもの権利を実現する活動を行っています。今年、2024年は、弊会の創設者エグランタイン・ジェブが起草した、国際連盟による「子どもの権利宣言（ジュネーブ宣言）」採択から100年、子どもの権利条約採択から35年、そして条約の日本批准から30年という記念の年にあたります。そのような記念の年に行う今年のフォーラムは、子どもの権利保障が今後継続して社会の隅々に根付いていくようにするため、日本社会でどのような取り組みがなされていくべきなのか、全国の子ども・大人と共に学び・考え・発信するための機会にしたいと考えています。

# メインテーマに込めた想い：子どもアドバイザーチームメンバーより

今年のテーマ　いっしょに学ぼう!つくろう!広げよう!～ひとりひとりの「声」が迷子にならないように～

「声」ってなんだろう。まとまった意見、もやもやした気持ち、それに体からのサインもぜーんぶ子どもの声！

でも、上手く言葉にできなかったり、言いたくても言えなかったり、勇気を出して伝えたけど受け止めてもらえなかったりして、その「声」はときどき迷子になっちゃう...。

だけど、子どもには「声」を大切にされる権利がある！！

だから、わたしたち子どもアドバイザーチームは実行委員のなかまたちと手をつないで、いっしょに学んで、フォーラムづくりをしています！

みんなの「声」を広げたら、もっとすべての「声」を大切にしあえる社会に向かって歩めるはず！

いっしょに学んで、つくって、広げて…さあ、レッツフォーラム！！

# **子どもの権利条約一覧**

「子どもの権利」という言葉を聞いたことはありますか？「子どもの権利」は、すべての子どもたちが健やかに、自分らしく育つために必要な「当たり前のこと」です。そして、子どもたちの権利を守るための世界共通の約束 が、「子どもの権利条約」です。1989年の採択から、今年で35周年。日本が批准（1994年）してから30周年の節目の年です。

大人だけでなく、子どもたち にも「子どもの権利条約」 の内容を広く知らせることが、子どもの権利 条約（第42条） に書かれています。本フォーラムでは、子どもたちには、自分自身、そして まわりの人を大切にするために、「子どもの権利」を知ってほしいと 考えます。また、大人のみなさんが「子どもの権利」を知ることは、日々の生活の中で子どもを一人の人間として尊重することにもつながると考えます。

全42条の条文は、以下になります。

第1条

子どもの権利条約けんりじょうやくでは、18歳未満さいみまんのすべての人を“子ども”とします。

第2条

人種じんしゅ・皮膚ひふの色いろ・性別せいべつ・言語げんご・宗教しゅうきょう・障害しょうがい・貧富ひんぷの差さ・考かんがえ方かた・生うまれた環境かんきょうや場所ばしょなどによって差別さべつされない権利けんりがあります。

第3条

国やおとなから、その子どもにとって最も良いことを優先ゆうせんして考えてもらう権利けんりがあります。

第4条

子どもは国に子どもの権利条約けんりじょうやくを守ってもらう権利があり、国は子どもの権利を保障ほしょうする義務ぎむがあります。

第5条

子どもの権利けんりを行使できるように、親などから心身の発達にあった適切てきせつな支援しえんを受ける権利があります。

第6条

生きる権利けんり・育つ権利、命を大切にされる権利があります。

第7条

生まれた時から、名前や国籍こくせきを持ち、できるかぎり親を知り、親に育てられる権利があります。

第8条

名前・国籍こくせき、身元がわかるものなど、自分のアイデンティティがうばわれないように、国から守られる権利けんりがあります。

第9条

虐待ぎゃくたいなど子どもへの害がいがない限かぎり、親と離はなされない権利けんりがあります。

第10条

他国に住む親や家族と連絡れんらくをとり、会える権利けんりがあります。

第11条

法に反して他国に連れて行かれず、また自分の国に戻もどれる権利けんりがあります。

第12条

自分に関わるすべてのことについて意見を聴きかれ、その意思いしを大切にされる権利けんりがあります。

第13条

さまざまな方法で情報じょうほうや考えを得て、自由に伝えたり表現ひょうげんしたりする権利けんりがあります。

第14条

自分の考えや宗教しゅうきょうなどを自分で決める権利けんりがあります。

第15条

市民として社会に参加するために、グループを作り、集まる権利けんりがあります。

第16条

プライバシーが守られ、名誉めいよや信用しんようを傷きずつけられない権利けんりがあります。

第17条

さまざまな情報じょうほうにアクセスでき、有害ゆうがいな情報からは守られ、情報を有効ゆうこうに活用する権利けんりがあります。

第18条

子どもは、まず親・保護者ほごしゃに育てられる権利があります。そのために、子どもを育てる責任せきにんがある親・保護者を国がサポートします。

第19条

親・保護者ほごしゃからの、身体からだや心を傷きずつけるあらゆる暴力ぼうりょく・言葉から守られる権利けんりがあります。

第20条

子どもは、家庭的かていてきな環境かんきょうで育つ権利けんりがあります。

それができない場合は、里親家庭さとおやかていや養子縁組ようしえんぐみ、児童養護施設じどうようごしせつで暮くらすなど、別の家庭的環境を得る権利けんりがあります。

第21条

養子縁組ようしえんぐみをする場合、その子にとって最もよいと確認かくにんされた新しい環境かんきょうで育てられる権利けんりがあります。

第22条

難民なんみんとなって逃のがれている場合、特別な保護ほごやサポートを受ける権利けんりがあります。

第23条

身体や心の障害しょうがいにかかわらず、社会に参加し、教育や医療いりょうサービス、仕事などの機会を得える権利けんりがあります。

第24条

いつでも健康でいるために保健ほけん・医療いりょうサービスを受けることや、子どもの健康を害するような習慣しゅうかんをなくしてもらう権利けんりがあります。

第25条

施設しせつに暮くらしている場合、そこでの子どもの扱あつかいが良いものかどうか、定期的に調べてもらう権利けんりがあります。

第26条

子どもの生活を支ささえていくために、社会保障しゃかいほしょうなどのサポートを利用する権利けんりがあります。

第27条

身体や心を成長させていけるよう、十分な水準すいじゅんの生活を送る権利けんりがあります。

第28条

すべての子どもは、平等にかつ無償むしょうで教育にアクセスできる権利けんりがあります。学校の規律きりつは、子どもたちの尊厳そんげんが守られるものでなければなりません。

第29条

教育によって、自分の身体と心を成長させる権利けんりがあります。教育の目的には、人権じんけん、母国ぼこくや生まれ育った社会の価値観かちかんや言語、平和、友好の精神せいしん、自然環境しぜんかんきょうを尊重そんちょうすることなどが含ふくまれます。

第30条

少数民族や先住民族である場合、自分たちの文化を守り、宗教しゅうきょうを信じ、言葉を使う権利けんりがあります。

第31条

子どもには、休む権利けんり、自由な時間を持つ権利、遊ぶ権利があり、文化的・芸術的げいじゅつてきな活動に十分に参加する権利があります。

第32条

身体や心にとって危険きけんな仕事や、学校に通えなくなるなど教育がさまたげられるような仕事から保護ほごされる権利けんりがあります。

第33条

麻薬まやくなど違法いほうな薬物の使用から守られ、その生産や取り引きに巻まき込こまれない権利けんりがあります。

第34条

不法ふほうな性行為せいこういをさせられることや、性的せいてきな写真や動画を撮とられることなど、あらゆる性的暴力せいてきぼうりょくから守られる権利けんりがあります。

第35条

ゆうかいされず、売り買いされない権利けんりがあります。

第36条

誰だれからも幸せをうばわれず、子どもの成長に害がいを与あたえる、あらゆる搾取さくしゅや不当な扱あつかいから守られる権利けんりがあります。

第37条

ごうもんや死刑しけいなど、身体や心を傷きずつける非人道的ひじんどうてきな扱あつかいを受けず、不当に自由をうばわれない権利けんりがあります。

第38条

子どもは平和に生きる権利けんりがあります。紛争ふんそう・戦争せんそうでたたかうことを強いられず、紛争・戦争にまきこまれた場合には、保護ほごされる権利けんりがあります。

第39条

あらゆる暴力ぼうりょくの犠牲ぎせい・対象たいしょうとなった子どもは、身体からだと心を回復かいふくさせ、社会に復帰ふっきし、尊厳そんげんを取とり戻もどすための支援しえんを受ける権利けんりがあります。

第40条

法に反する行為こういを行った子どもは、社会に復帰ふっきできるよう、人間の尊厳そんげんについての意識いしきが高まる形で対応たいおうされる権利けんりがあります。

第41条

「子どもの権利条約けんりじょうやく」よりもっと良い法律ほうりつや決まりがあれば、それを使う権利けんりがあります。

第42条

おとなだけでなく子どもも、「子どもの権利条約けんりじょうやく」を知る権利があります。

（制作：セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）

# **開催概要**

## 11月９日（土）１日目のプログラム（13:00-17:30）

### 全体会

メイン会場　９号館大講義室

チャイルドフレンドリー会場もあります！＠14号館D501

※チャイルドフレンドリー会場では、教室内スクリーンで全体会の中継もご覧になれます。歩き回っても、おしゃべりをしてもOK！な会場です。

12:00　受付開始　９号館食堂

13:00-13:40 オープニング

ご挨拶（こども家庭庁渡辺由美子長官より、実行委員長　林大介より、共催団体より）

子どもたちによる大会テーマ宣言

東京子どもアンサンブルによるパフォーマンスなど

13:45-15:15 子どもメンバー企画

とどけ、わたしたちのリアル！ひろがれ、わたしたちのアクション！

運営　フリー・ザ・チルドレン・ジャパン

助成　日本財団

15:30-16:50 パネルディスカッション

ひとりひとりの「声」が迷子にならないように、私たちができること

（登壇者：政策決定者、市民団体、専門家など）

登壇者：

こども家庭庁 長官官房参事官（総合政策担当）　中原 茂仁 氏

特定非営利活動法人　豊島子どもWAKUWAKUネットワーク　理事長　栗林 知絵子　氏

特定非営利活動法人サンカクシャ　代表理事　荒井 佑介　氏

児童精神科医・子どもの虐待防止センター・国立成育医療研究センター　山口 有紗　氏

17:00-17:15 すがも児童合唱団の子どもたちによるパフォーマンス

17:15-17:30 ご挨拶 など

注意事項

・会場内での撮影および録音は、禁止とさせていただきます。なお、許可を得たスタッフが会場内で、遠景や背後から参加者を撮影させていただくことがあります。

※「会場」：プログラムが行われている教室や会議室・ピロティのこと

撮影・SNSルールについて、詳しくは、配布のチラシをご覧ください。

・ごみはお持ち帰りください（立教大学内のごみ箱には廃棄を行わないでください）。

## 11月 10日（日）２日目のプログラム（10:00-17:30）

分科会（午前の部）10:30-12:30

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 企画名 | 主催団体 | 場所 |
| 1 | 子どもの権利を尊重する関わり方 | おおたっ子条例を考える会 | 7号館7204 |
| 2 | ＼みんなの思いを気球に乗せて／ 「子どもの権利」について考えよう！ | としま子どもの権利相談室 | 7号館7253 |
| 3 | 意見ばくはつ！子どものけんり　なんでやねん！すごろく | 子どもの権利条約関西ネットワーク | 7号館7301 |
| 4 | 本当のじぶん色を知ってみよう!作ってみよう!　伝えてみよう!　こどもの正直な気持ちを引き出す色と言葉のワークショップ | 日本こども色彩協会 | 7号館7302 |
| 5 | 本のある居場所（ライブラリー）で子どもの声を聴く〜まちのライブラリーの実践報告と子どもの話を聴く技術（メタファシリテーション）ミニワークショップ〜 | 特定非営利活動法人ムラのミライ | 12号館第1・2会議室 |
| 6 | 広がれアクションの輪　～フィリピンスタディツアーでの体験から～ | フリー・ザ・チルドレン・ジャパン フィリピンスタディツアーメンバー | 12号館第3・4会議室 |
| 7 | イラストゲームで、知ろうよ！学ぼうよ！言葉にしようよ！世界人権宣言と子どもの権利 | アムネスティ・インターナショナル日本/人権教育チーム | 14号館D302 |
| 8 | 「夢みる校長先生」上映会と交流会 ～子どもファーストの学校をめざして、つながろう！～ | 認定NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク | 14号館D501 |
| 9 | アドラー心理学の勇気づけ育児でおとなが変わる、それが出発点 | 日本アドラー心理学会学習グループルマーキタ | 14号館D402 |
| 10 | 意見表明の土台は、遊ぶ権利の保障から　ー子どもの遊びから聞こえてくる、子どもの声ー | 一般社団法人TOKYO PLAY | 14号館DB01 |
| 11 | 「子どもの権利擁護の視点から『高校内居場所カフェ』を再定義する～となりカフェの実践～」 | （一社）officeドーナツトーク | 7号館7205 |
| 12 | 子どもの権利をとりまく国際動向　～子どものウェルビーイングとエンパワーメント | NCRC　子どもの権利条約ネットワーク | 14号館D301 |
| 13 | メディアって、子どもの権利やウェルビーイングとどう関わっているの？ | NPO法人PIECES、一般社団法人Everybeing | 14号館D401 |
| 14 | 性の多様性から考える　みんなが過ごしやすい”居場所”って？ | 一般社団法人にじーず | 7号館7201 |

## 分科会（午後の部）14:00-16:00

分科会カテゴリ

場所　７号館　 12号館　 14号館

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 企画名 | 主催団体 | 場所 |
| 1 | 聴いてみよう　話してみよう　~わかりあうためのコミュニケーション~ | 認定NPO法人チャイルドライン支援センター | 7号館7201 |
| 2 | かるたと動画で子どもの権利を楽しく学ぼう！ | 認定NPO法人国際子ども権利センター（C-Rights　シーライツ) | 7号館7204 |
| 3 | こどもを性暴力から守るために | CAPなのはな | 7号館7205 |
| 4 | Leaf College オープンキャンパス 　～こどもがつくるけんりのがっこう～ | Leaf College Project（リーフカレッジプロジェクト） | 7号館7252 |
| 5 | 子どもの権利かるたをつくろう！ | 一般社団法人子どもの声からはじめよう | 7号館7301 |
| 6 | えほんでしたしむこどものけんり 〜おしえて！あなたのお気に入り絵本〜 | こどものマイクけんきゅうかい | 7号館7302 |
| 7 | 子どもの家庭で育つ権利(代替養育)と意見表明権について | 早稲田里親研究会 | 12号館第1・2会議室 |
| 8 | 北欧の事例をヒントに、子どもの意見を言う権利・決定に参加する権利・成長する権利などを考える | デモクラシーフェスティバルジャパン | 12号館第3・4会議室 |
| 9 | 子どものメンタルヘルスとウェルビーイング　〜コロナ禍を振り返り子どもの権利の観点か ら今後の展望に繋げる〜 | 認定NPO法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン（Every Child's Voice) | 14号館D301 |
| 10 | 声にならない声を聴く〜CAP実践現場からの報告、おとなが知ること・できること | NPO法人　青い空ー子ども・人権・非暴力 | 14号館D302 |
| 11 | 何ができる？〜声を封じられてきた小児甲状腺がん患者と私たち | 311甲状腺がん子ども支援ネットワーク | 14号館D401 |
| 12 | 大人のものさし見直そう　～いま見つめ直す子どもの権利条約と社会的マルトリートメント予防を考える座談会～ | 大人のものさし見直そう実行委員会2024 | 7号館7253 |
| 13 | ゲームやアクティビティをしながらみんなで考えよう！【学校で子どもの権利を大切にすること】 | 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン | 14号館D402 |
| 14 | 「夢みる校長先生」上映会と交流会 ～子どもファーストの学校をめざして、つながろう！～ | NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク | 14号館D501 |

## お昼休み　12:30-14:00

### 活動発表会　12:45-13:40　９号館大講義室

国内または海外で、子どもの権利の推進に関連する活動を行っている団体（特に、子どもがメインとなって活動している団体） による、活動内容や 活動を進める中で大事にしていることなどについての発表会です。会場 では飲食も行えますので、ぜひお昼を食べながら、ご参加ください（※ ゴミの持ち帰りにご協力ください）。計５つの子ども団体からのパフォーマンスや活動発表を予定しています！

タイムスケジュール

12:45-12:55 SUPLIFEの子どもたちのパフォーマンス

12:55-12:40 団体活動発表（各団体10分程度）

# **子ども・親子向け情報**

## 出張！プレーパーク　9日は、「みちあそび！」10日は、「ダンボールでつくってあそぼう！」

子どもにとって大切な権利の一つ、「遊ぶ権利」。自由な遊びを通してありのままの自分を出せるような、子どもが主役の遊び場「プレーパーク」。その雰囲気を味わえる遊び場が立教大学・西池袋公園に出現！思いっきり遊んでみよう！

乳幼児は保護者と一緒に参加してね（小学生からは子どもだけでOK！）

11月9日（土）13:00-16:30

「みちあそび！」

昔遊びに、木育おもちゃ、ボールころころ！のんびりゆったり遊べます！

会場：立教大学池袋キャンパス ９号館受付横ピロティ（雨天の場合は会場が14号館D502に変更になります）

協力：豊島こどもWAKUWAKUネットワーク 他

※９日のプレーパークへの参加には、フォーラムへの申込みが必要です。

11月10日（日）11:00-16:00

「ダンボールでつくってあそぼう！」

ダンボールを切ったり、貼ったり！思いつくまま、自由に作りたいものを作ろう！

会場：西池袋公園（雨天の場合は会場が14号館D502に変更になります）

共催：豊島区・子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京

## キッズスペース

会場：立教大学池袋キャンパス14号館D502　ベビーカーでも、エレベーターでアクセスできます

赤ちゃんからおとなまで、ゆったり過ごせる空間です。教室内スクリーンで、全体会の中継もご覧になれます！子どもの権利条約に関する書籍や絵本も読めます。

協力：江戸川子どもおんぶず、生かそう！子どもの権利条約出版社（有志）の会

※託児のサービスはありません

## 赤ちゃんスペース

場所：９号館RSSC受講生ラウンジ前会議室

授乳やおむつ替え等ができるスペースです。

おむつ替えベッドや授乳用のイス、電気ケトルをご用意しております。

※使用済みのおむつはお持ち帰りください

# こどモヤ

子どもたちが抱えるモヤモヤ「こどモヤ」を募集しています。

子どもたちは日々の暮らしの中で何を感じ、何を考えているんだろう？子どもたちのモヤモヤ＝声から見えてくる願いや、社会の課題はなんだろう？

子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京実行委員会では、子どもたちとともに生きる私たち大人が、 さまざまな環境で暮らす子 どもたちの声を知り、受け止め、そして子どもの権利について考えて みたいと思っています。 そこで、18歳未満のみなさんが日々の生活で感じる「こどモヤ」を募集し、 特設インスタグラムで 、 その声と 関連する子どもの権利条約の条文を紹介しています。

本フォーラム会場（立教大学９号館食堂内）でも、行っています。

ぜひ 子どもたちから集まった声を見にきてください！子どものみなさんは、ぜひ普段感じているモヤモヤを寄せてください！

【こどモヤ概要】

対象：18歳未満の方（それ以上の方でも、年齢記載の上で記入いただいても構いません）  
募集期間：2024年9月6日～11月10日

参加方法：Googleフォームより投稿　https://x.gd/fFLFu

特設SNS：https://www.instagram.com/kodomoya\_crcc/

# 子どものセーフガーディング

　このフォーラムでは、『子どもの権利条約』に基づく子どもの権利の考え方が大切にされ、子どもがより安心して参加できる環境づくりをめざします。そのため、実行委員会をはじめとする関係者は「子どものセーフガーディング方針」とその「行動規範」（こうどうきはん）に沿って活動します。

　『子どものセーフガーディング』とは、子どもが安心して安全に活動できるよう、子どもの権利に反する行動・言葉・態度や危険を予防し、責任をもって対応する組織全体の取り組みのことです。フォーラムに参加する子どもには、安心・安全に守られる権利があります。このフォーラムに参加するすべての人に、以下のご協力をお願いします。フォーラム中に違反する行為や気になることばを見聞きしたり、経験した場合には、セーフガーディング通報相談窓口にご相談ください。

このフォーラムに参加するだれもが大切にしてほしいこと

・参加する子どももおとなも『子どもの権利条約』に基づく子どもの権利を大切にすること。

・子どももおとなも、年下でも年上でも、どんな性別でも、誰を好きでも、どんな国籍や職業や家庭環境でも、病気や障害のある人もない人も、学校に行っていてもいなくても、勉強が苦手な人も得意な人も、見た目や考え方や感じ方が違っても、一人ひとりの意見を大切にして、人として尊重すること。

・誰もが安心・安全に発言できて、コミュニケーションをとることができる環境をみんなでつくること。

・写真撮影やSNSなどで発信する時には、フォーラムにかかわるすべての人にとって安心・安全な方法や内容になるようにすること。（会場では撮影や録音の制限があります。スタッフの指示やルールに従ってください。）

このフォーラムに参加する子どもたちへ

　子どもが参加するこのフォーラムでは、

おとなは、子どもにガンガン指示・命令したり、思い通りに

意見を言わせようとしたり、子どもの心や体を傷つけたり、

性的なことを目的に近づいたりしないってこと。

つまりね、子どもが安心して安全に、

自分らしく参加できることをおとなが約束するものだよ。

これが子どものセーフガーディング

　このフォーラムでは、おとなが子どもに連絡先を聞くことはありません。フォーラムで出会った人から　個人情報（氏名、電話番号、住んでいる所、通っている学校、SNSのアカウントなど）を聞かれたり、直接連絡がきたら、保護者かスタッフに相談して！

このフォーラムに参加するおとなが子どもに約束すること

　このフォーラムでは、子どもたちが安心・安全に参加できる場づくりをめざし、スタッフや関係者はセーフガーディングの「行動規範（こうどうきはん）」に従って行動します。また、参加者や保護者の方も、特に次のことを約束し、お互いを尊重するフォーラムづくりにご協力ください。行動規範のくわしい内容は右のQRコードから確認できます。

べたべたと体をさわったり、性的なことをしたり、言ったりしません

怖い気持ちになるような言葉を使っておどしたり、指示をしたりしません

着替えやトイレのときなど、自分でできることを手伝ったりしません

このフォーラムとは別のことで連絡をしたり、連絡先を教えあったりしません

たたく、けるなど、暴力をふるいません

性的なことを想像させるような、しぐさや態度をとったりしません

見下したり、無視したり、軽くみたり、差別をしたりしません

宿泊するときに、同じ部屋や布団で寝ることをしません

暴力的、性的な画像や動画を教えたり、見るように言ったりしません

　本フォーラムにおいて、セーフガーディングの行動規範が

守られないことや、子どもの権利が侵害されたり、その疑いがある場合には、対象の子どもの安心・安全を確保し、問題の解決を図るとともに、再発防止に努めます。

　不安や疑問を感じた時や子どもから相談があった時には、

速やかに通報相談窓口にご連絡ください。

電話番号　03-6859-0328

メール　japan.safeguarding@savethechildren.org

# 立教大学へのアクセス

電車でのアクセス

JR

JR池袋駅 メトロポリタン出口から大学正門まで徒歩7分

地下鉄

東京メトロ丸ノ内線/有楽町線/副都心線 池袋駅 C3出口より大学正門まで徒歩7分

西武鉄道

西武池袋線椎名町駅北口よりマキム門まで徒歩約12分

（終）